

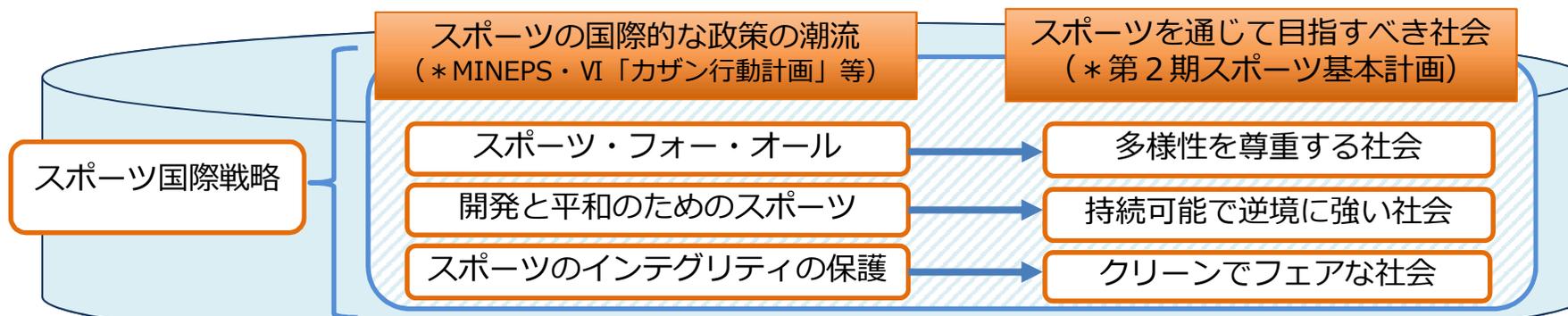
スポーツ国際戦略の目指すべき方向性（案）

- 「2021年までに、スポーツの国際展開を通じて、第2期スポーツ基本計画に掲げる『スポーツで人生が変わる』、『スポーツで社会を変える』、『スポーツで世界とつながる』、『スポーツで未来を創る』というビジョンの達成に向けて、最大限の貢献を行う。」
- 「2030年までに、スポーツの国際展開を通じて、**スポーツの多様な価値を向上させ、国連の『持続可能な開発目標（2030年アジェンダ）』（=SDGs）**に掲げる社会課題のスポーツによる解決に向けて最大限の貢献を行う。」



* 国連のSDGsは、2015年の国連総会で採択された、17のゴール、169のターゲット、219の指標からなる開発目標。諸々の社会課題を国際的に連携・協力して2030年までに達成することを目指す、国際的なブランドの試み。

スポーツ国際戦略を通じて目指す社会（案）



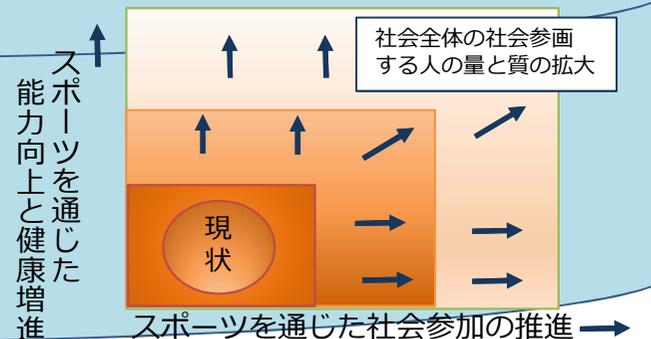
スポーツを通じた社会変革イメージ（案）

スポーツを通じた社会参加の推進及び能力向上と健康増進を図る



理想形；**総活躍社会**

全ての人々が持てる力を最大限発揮し、人との関わりや社会参加を通じて活躍し生きがいと幸福を感じることができる社会



(参考) スポーツを通じた社会づくり

○ 「多様性を尊重する社会」

◆スポーツは人種、言語、宗教等を越えて参画でき、国境を越え人々の絆を育む。

←**Sport for All (万人のためのスポーツ)** :

高齢者、子ども、障害者、女性等のアクセス困難者に安全かつアクセスしやすいスポーツ環境 (=健康で豊かな生活への支援) を整備。

○ 「持続可能で逆境に強い社会」

◆スポーツは、平和と開発に貢献し、貧困層、難民、被災者など困難に直面した人の生きがいや自己実現のきっかけとなる。

←**開発と平和のためのスポーツ** :

スポーツは人々の能力の向上や社会的連帯を強化し、国際社会の平和構築、自然災害からの復興、貧困対策などの課題解決に貢献。

○ 「クリーンでフェアな社会」

◆スポーツは、他者への敬意や規範意識を高め、公正な人格形成に寄与する。

←**スポーツ・インテグリティ (高潔性) の保護** :

スポーツの継続的な発展には、差別や偏見、ドーピング・八百長・不正賭博などのスポーツの価値を脅かす様々な障害を克服し、そのインテグリティを保護することが必要。



国連の『持続可能な開発目標』(=SDGs)への貢献



(参考：国際的な潮流) ユネスコ・体育スポーツ国際憲章の推移

創設

1960年： ユネスコにICSPE (=International Council of Sport and Physical Education) が発足。

1978年： ユネスコ総会において「体育・スポーツ国際憲章」が採択。

- ● 「体育・スポーツの実践は全ての人にとっての基本的権利である」 → 国際的な「Sports for All 運動」の推進。
- 「体育・スポーツは全教育体系において生涯教育の不可欠な要素」 → 生涯スポーツ・草の根スポーツの推進。
- 「国家機関は体育・スポーツにおいて主要な役割を果たす」 → 『国家機関』を主要な関係者に位置付け。
- 「体育・スポーツにおける協力と相互利益の追求を通じて、全ての諸国民は、恒久平和、相互尊重及び友好の維持に貢献する」 → 「スポーツによる平和と開発」の推進。

1989年（ベルリンの壁崩壊）頃から、スポーツの価値を脅かす、ドーピング、暴力、不正操作、不正賭博、過度な商業化等が顕著になり出す → **スポーツの倫理性・高潔性への注目。**

ドーピング防止

1999年WADA創設
2003年WADA規程策定
2005年ユネスコ国際規約

小改訂

1991年：ユネスコ総会において『スポーツにおける倫理性』に関する規定が追加。

- ● 「体育・スポーツの倫理的・道徳的価値の擁護は、全ての人々が不断に配慮しなければならない」
- 「**スポーツの価値教育**」、「**アンチ・ドーピング活動**」及び「**スポーツのインテグリティ保護**」の取組の推進。

2013年MINEPS・V 独（ベルリン）：「ベルリン宣言」

- ①万人の権利としてのスポーツへのアクセス、②スポーツへの投資拡大、③スポーツのインテグリティの保護

2014年欧州評議会：「スポーツ大会における不正操作防止のための国際条約」

抜本的改訂

2015年： ユネスコ・「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」として大規模改正。

- ● 「**スポーツによる平和と開発（災害復興も含む）**」 → 第5条・第11条： **経済的・社会的な持続可能性を強調。**
- 「**スポーツの多様性**」 → 名称変更： 「**体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章**」に変更。
- 「**スポーツのインテグリティの保護**」 → 第10条： **1991年のインテグリティ規程を、より具体的な記述に強化。**
- 「**Sports for All**」 → 第1条・第2条・第4条： **ジェンダー平等、バリアフリー、社会的インクルージョンを強調。**
- 「**質の高い体育・スポーツ及び安全性・リスク管理**」 → 第7条～第9条： **安全性の確保・リスク管理を強調。**
- 「**広範なスポーツ政策の枠組み**」 → 第3条・第6条・第12条： **幅広い関係者の関与と国際協力の必要性を強調。**

2017年MINEPSVI・露（カザン）：「カザン行動計画」 → ①Sport for All、②開発と平和のためのスポーツ、③インテグリティの保護

(参考：国際的な潮流) MINEPS・VI「カザン行動計画」

ユネスコ体育・スポーツ担当大臣等国際会議 (MINEPS)

ユネスコ主催。

ユネスコ加盟国・準加盟地域のスポーツ担当大臣及び高級実務者等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論、実行指向型の提言を出す会議。

2017年7月に第6回会合 (MINEPSVI) がロシア・カザンにおいて開催され、成果文書として「カザン行動計画」(Kazan Action Plan)が策定された。

カザン行動計画概要

3つのメインポリシー

I.万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開

- I.1 持続可能な開発政策との関連
- I.2 多様な関係者のパートナーシップ構築
- I.3 質の良い体育及び活発な学校の促進
- I.4 研究に基づいた根拠と高等教育の強化
- I.5 スポーツ界のジェンダー平等/女性の地位向上
- I.6 意思決定における若年世代の包括の促進
- I.7 万人のスポーツへの参加の促進

II.持続可能な開発と平和に対するスポーツによる貢献の最大化

- II.1 万人の健康及び健全性の向上
- II.2 包括的・安全・快活・持続可能な市街地の実現
- II.3 質の良い教育の提供、万人への生涯学習の促進及びスポーツを通じた能力開発
- II.4 平和的・包括的・公平な社会の構築
- II.5 万人への経済成長、完全かつ生産的な雇用及び仕事の提供
- II.6 社会的ジェンダー等の促進並びに女性の地位向上
- II.7 持続可能な消費・生産の型の確保、気候変動対応の緊急対策
- II.8 効率的・説明可能・包括的な施設の構築

III.スポーツ・インテグリティの保護

- III.1 参加アスリート、観客、労働者等の保護
- III.2 子供、若者、社会的弱者の保護
- III.3 スポーツ団体のグッドガバナンスの促進
- III.4 スポーツ競技会の不正への対応の強化
- III.5 適切なアンチ・ドーピング政策的フレームワーク及び効果的コンプライアンス測定の保証

5つのアクション

Action 2

持続可能な開発目標 (SDGs) 及びターゲットへのスポーツの貢献を測定するための**共通指標の開発**

Action 4

女性・スポーツ、体育等のための**国際モニタリング機関の設置**に関する実現可能性の**研究**

Action 1

スポーツに対する投資について証拠に基づいた議論を提示するための**意見ツールの制作**

Action 3

スポーツ大臣介入による**スポーツ・インテグリティ分野の国際指針の策定** (スポーツにおけるドーピング防止の国際規約との関係付)

Action 5

MINEPS VIにおいて発展した**スポーツ政策フォローアップフレームワーク**に関する**情報共有ツールの開発**

(参考) スポーツ国際戦略 (スケジュールのイメージ)

【国際的なムーブメント作り】

